佐藤章

はじめに

○年一一月に実施された大統領選
○年一一月に実施された大統領選
挙の決選投票を契機に深刻な政治
を機に陥った。その経緯はつぎの
とおりである。まず、選挙管理委
とおりである。まず、選挙管理委
とおりである。まず、選挙管理委
を使って選挙結果を覆し、就任宣

後である。二〇一一年三月半ばに事態が大きく動いたのは四カ月

資格で独自の

大統領」の

正規軍を組織 ・ 切ったのであ ・ 切ったのであ

る。市街戦開始後、国連PKO「国連コートジボワール活動」(UNの攻撃の阻止」を理由に、フランの攻撃の阻止」を理由に、フランた統領側の軍事拠点に空爆を行った。これにより抵抗する軍事力をた。これにより抵抗する軍事力をた。これにより抵抗する軍事力をた。これにより抵抗する軍事力をた。これにより抵抗する軍事力をた。これにより抵抗する軍事力をた。これにより抵抗する軍事力をた。これにより抵抗する軍事力をた。これにより抵抗する軍事力をた。これにより抵抗する軍力を持つ。

で就任し、現在に至っている 本稿では、コートジボワールで の展望に焦点を当てる。ここでの 問題意識は二つある。ひとつは、 コートジボワールの選挙がなぜこ のような混乱に至ったかである。 コートジボワールでは二〇〇二年 九月に内戦が勃発したが、戦闘が

> きた。二○一○年の大統領選挙は、きた。二○一○年の大統領選挙は、きた。二○一○年の大統領選挙は、 要な政治イベントであったので、 このような事態がなぜ、どのよう に生じたのかを解明することは、 に生じたのかを解明することは、 に生じたのかを解明することは、 に生じたのかを解明することは、 コートジボワール研究に課せられた課題である。

見地から、新政権にとっての今回 題を視野に入れながら分析を行う アフリカをはじめ世界各地域にお 争事例でもある。このため本稿は、 相互の武力行使も行われた点で紛 る問題である点で民主化プロセス の混乱の持つ意義を分析すること 拘束条件となるためである。 のあり方と課題を大きく規定する をめぐる紛糾とその打開策のあり ける民主化と紛争解決をめぐる問 にまつわる事例であり、 事態は選挙の結果受け入れに関わ うえでも不可欠である。 ることは、新政権の展望を考える 万は、その後に樹立された新政権 今回コートジボワールで生じた 、本稿の第二の問題意識である。 また、混乱に至る経緯を理解す 選挙結果 加えて、 この

本稿の構成は以下のとおりであ

ものとする

る。まず、第一節では、シスクる。まず、第一節では、シスクの経路が新政権にとっていかならの経路が新政権にとっていかならの経路が新政権にとっていかなる拘束条件となっているかを分析する。まず、第一節では、シスクる。まず、第一節では、シスクる。まず、第一節では、シスク

これらの分析をとおして本稿では、混乱に至った道筋という第一は、混乱に至った道筋という第一の問題意識に対しては、反乱軍が党システムと選挙制度の組み合わせが大きな鍵になったことを明らかにする。また、新政権への影響という第二の問題意識に対しては、という第二の問題意識に対しては、という第二の問題意識に対しては、という第二の問題意識に対しては、という第二の問題意識に対して本稿でという第二の問題意識に対して本稿でした反乱軍の今後の動向がと果たした反乱軍の今後の動向がと

治的経路・紛争後最初の選挙への政

たとき、外部者支援によって紛争したい。一九九○年代にアフリカしたい。一九九○年代にアフリカを、研究の背景を踏まえて説明まず、本稿で採用する分析枠組まず、本稿で採用する分析枠組

に行われた。 際的な平和構築の取り組みが盛ん 国連PKOの派遣に代表される国 解決を図る機運が大いに高まり、

ボスニアでは経済部門の制度改革 背景に新たな内戦が勃発した)。 で、選挙で選ばれた政権の強権化 ものの、その後紛争が再燃した。 た(Paris and Sisk [2009: 2])。 の蔓延が続き、混乱の温床となっ をともなわなかったことで闇経済 が進行した(リベリアではこれを 配が十分に確立されなかったこと カンボジアとリベリアでは法の支 は一九九二年に選挙が実施された た国々の例を見ると、アンゴラで た。しかし、この手法が採用され る「早期収束」が支配的手法であっ 施し、あとは現地の新政権に任せ 結させたのち、速やかに選挙を実 当時は、 交渉によって戦闘を終

「早期収束」手法の限界を示す「早期収束」手法の限界を示すこのような経験を踏まえて浮上したのが、「国家建設」(statebuilding)の考えである。この考え方は、「紛争から脱しつつある社会では、能力のある自律的で正統な政府の制度の存在が、安全と開発を実現する際の鍵を握る」(Paris and Sisk [2009: 1-2])との前提に立ち、[2009: 1-2])との前提に立ち、

(Paris and Sisk [2009: 1])。 (Paris and Sisk [2009: 1])。

国家建設という新しい考え方のもとで、平和構築における選挙の位置づけも変化することになった。「国家建設に注目することは、た。「国家建設に注目することは、とれが平和構築の終結点でないと起業を締めくくりとする移行プロとシスクが指摘するとおり、目標は選挙そのものではなく、異挙の実施の先にある、持続的な民主主義の確立に置かれるようになったのである。

本稿で注目したいのは、このような背景のもとにシスクが提示しうな背景のもとにシスクが提示している分析枠組みである。シスク初の選挙に関わるプロセスは、長初の選挙に関わるプロセスは、長初の選挙に関わるプロセスは、長7とまな重要性を持つ」(Siskで大きな重要性を持つ」(Siskで大きな重要性を持つ」(Siskで大きな重要性を持つ」(Siskで大きな重要性を持つ」の最高で発達したいのは、このような背続的な民主主義を確立する。持続的な民主主義を確立する。

- の選挙を経て現れた「民主的」な ・ 大師の姿とそこに至る経緯を具体 ・ 大師る必要があるというのがシス ・ 上げる必要があるというのがシス ・ クの問題意識である。

をもたらすのかは、これらの変数 すのか、それとも、自律性や統 関与の程度)の四点である(Sisk 挙システム(政党システムの構造 path)、②治安と政治暴力、③選 平合意)において設定された順序 るというのがシスクの考えである によって経路依存的に決まってく (viability)を備えた国家をもたら 監視・紛争解決(とくに外部者の や選挙制度など)、 性を欠いた「弱い」(weak) 国家 [2009: 201-204])。紛争後最初の 立てられた課題の道筋(sequence るのは、①和平交渉(端的には和 (Sisk [2009: 196-197]) = 0 挙のプロセスが、 ④選挙の管理・ 活力

持続的な民主主義の確立に関し では、選挙後の国家運営を支える では、選挙後の国家運営を支える して、Bastian and Luckham eds. [2003]; Jarstad and Sisk eds. [2008])、これら先行研究とは異

み出した経緯から自由であるとは る。「選挙プロセスは、 がシスクの分析枠組みの特徴であ 較が可能な知見を導き出すことが 来このような検討は、 考えられない。先行する経緯に強 立した新政権が、混乱とそれを牛 られる。これほどの混乱を経て成 を見るうえでも的確なものと考え 設にとっても本質的に重要」(Sisk 付与するものである点で、 になにがしかの正統性と信頼性を た記述をとおして、 歴史的記述をとおして行われてき あり方を理解する必要がある。 く拘束された存在として新政権の 分析枠組みに則った整理し コートジボワールの今後 だとするシスクの 他事例との比 一国政治の 戦後体制 国家建 従

一.武装解除に関わる経路

ル史の大まかな流れを整理しておきたい。一九六○年にフランスから独立して以来、コートジボワールは好調な一次産品部門(主にカカオ、コーヒー)と堅固な一党支配のもとで、繁栄と安定を享受してきた。しかし、経済危機(一九てきた。しかし、経済危機(一九八○年代)、民主化(一九九○年)、

混乱が惹き起こされた。 初代大統領の死(一九九三年)を 初代大統領の死(一九九三年)を をきっかけに政権が崩壊し、軍事 をきっかけに政権が崩壊し、軍事 をきっかけに政権が崩壊し、軍事 をきっかけに政権が崩壊し、軍事 では待遇を不満とする兵士反乱 の民政移管選挙の際にも、軍事 ではが樹立された。翌二○○○年 の民政移管選挙の際にも、軍事 ではが樹立された。

勃発から八年あまりを経てようや 果、和平プロセスは著しく遅滞し、 たちを中核とする反乱軍が蜂起し 軍事政権崩壊ののち逃亡した軍人 の開始などで多大な成果を上げ Gbagbo)であった。就任直後の 混乱における「現職大統領」であ たしたのが、二〇一〇~一一年の く実施されたのが二〇一〇年の大 セスにも執拗に抵抗した。この結 強権化する傾向を強め、和平プロ てからは、 た。しかし、二〇〇二年九月に、 バボは国際援助の再開や国内対話 る、ローラン・バボ (Laurent 統領選挙である。 この民政移管選挙で初当選を果 政権維持を最優先して

も、反乱軍は、挑戦者側の「正規るべきは反乱軍である。というのくが、ここでまず焦点が当てられ混乱に至る経路の分析に入っていさて、ここから大統領選挙後の

ものだろうか。ここでは、和平プ 的に打開する中心的な役割を果た 軍 課題の道筋」と「治安と政治暴力 おいて設定された順序立てられた ながら、とくに、シスクが示すは する鍵を握った経緯はどのような 選挙時にまで存続し、混乱を打開 共同歩調をとったものの、 したからである。 じめの二つの変数―「和平交渉に ロセスの大局的な流れを振り返り れ独立した組織である。反乱軍が プロセスの間、 -に依拠して分析したい。 挑戦者が率いる政党と、 の主力を構成し、事態を軍事 和平促進派として そもそも反乱軍 それぞ

平和の実現に必要な重要課題が明 実施を目指すという基本方針と、 年末までの間の基本合意となっ 枠を定めた二つの和平合意であ くの和平合意が締結されてきた 記された点が重要である。とくに た。挙国一致政府のもとで選挙の る。初代合意 ○三年一月に締結され、二○○六 「リナ・マルクーシ合意」)は二〇 であるフランスの都市名を冠した 九九〇年代以降の同国での政治 コートジボワール内戦では数多 不安定の要因であった民族差 枢要なのは和平プロセスの大 (正式名称は締結地

> 持った。 構築の構想にとって大きな意義をが掲げられた点で、長期的な平和特定の政治家への弾圧からの絶縁別、排外主義、これと結びついた別、

が、履行手続きと順序への恣意的 期選挙への出馬を認められたのが 者」にして、今日の大統領―が次 タラ (Alassane Dramane Ouatta 政治的弾圧の対象となってきたワ の時期の交渉では唯一、これまで の自立性は大きく阻害された。こ な介入を繰り返し、挙国一致政府 らの欠陥を巧みに突くバボ大統領 選任)に委ねることを前提にして 乱軍が退陣を求めるバボ大統領を 解除にも選挙にも結実することが 前進であったが、 ra)元首相―冒頭で述べた「挑戦 合意では、課題間の優先順位と実 欠陥があった。まず同合意は、反 施期限が明記されなかった。これ 口頭確認にとどまった。 いたが、この点は明文化されず、 な執政権を挙国一致政府の首相 交渉の表舞台から退かせ、 (どの勢力にも属さない人物から とはいえ、初代合意には大きな 初代合意は武装 加えて同

グ政治合意」)は二○○七年三月後継合意(正式名称は「ワガドゥ

合意として位置づけられている。合意として位置づけられている。合意として位置づけられている。初代合意の反省に基づき、後継合意では、実権の行使を認められた、反乱軍のトップ(首相大統領と、反乱軍のトップ(首相に就任)が執政権を分有する体制に就任)が執政権を分有する体制に就任)が執政権を分有する体制に対して、異挙に出馬しないことも同時に定められたため、バボ大統領にとって有利な政治的取引であった。そ

合意の原典で定められた日程表には、後継合意のもとにあった二○は、後継合意のもとにあった二○は、後継合意のもとにあった二○は、後継合意のもとにあった二○は、後継合意のととにあった出のが、

ある。 よれば、 がなされた(ワガドゥグ合意第四 統合も二年かけて行うことで合意 ばしし、 新国軍の創設は選挙の翌月に先延 軍の創設を完了したのち選挙を実 乱軍の武装解除を完了させ、 民兵組織をまず解体し、 された課題の道筋の直接の産物で 点でも反乱軍の組織が維持されて ことを意味した。大統領選挙の時 な解体を選挙実施の前提としない 追加合意)。これは、反乱軍の完全 ○○八年一二月に妥協が成立し、 民兵組織をできるかぎり温存した 施する順序となっていた。しかし いたのは、 いバボ大統領側と反乱軍の間で二 バボ大統領側が組織する 新国軍への反乱軍の完全 和平交渉において設定 続いて反 新国

きな役割を果たしてきた。しかし、 されたフランス軍部隊(作戦名「ユ と、国連安保理決議によって承認 の治安維持を誰が担うかは、 規模)が協力して、治安維持に大 ニコーン」、最大時で四○○○人 を擁する国連PKO「UNOCI」 大きな問題である。 している。 ある治安と政治暴力とも深く関係 **ヘールでは八○○○人規模の陣容** 反乱軍の維持は、 和平プロセス下の国土 第二の変数で コートジボ 常に

このような背景のもとで、反乱的な騒乱への対応に集中してきた。北を隔てる緩衝地帯の警備や突発これら平和維持部隊の任務は、南

していたことを示唆する。 地において一定の正統性を確立 をあった。このことは反乱軍が支 とは生活の必要とともに、北部住 とは生活の必要とともに、北部住 とは生活の必要とともに、北部住 とは生活の必要とともに、北部住 には生活の必要とともに、北部住 には生活の必要とともに、北部住 には生活の必要とともに、北部住 にはまるが、この大半は支配地住 がっていた。このことは反乱軍が支 をあった。このことは反乱軍が支 をあった。このことは反乱軍が支

が分担して当たる体制が作られて 断解消後の国土の治安維持に各々 軍の統合司令本部が設立され、 意では、 おける「ローカル・オーナーシッ る重要な課題である、 形で正規の治安部隊に「昇格」し いたのである。 反乱軍の維持は、平和構築におけ ていたことも意味する。この点で、 によっても裏書きされた。 持主体としての地位は、 支配地における反乱軍の治安維 将来の国軍統合を先取りする 政府側の治安部隊と反乱 このことは反乱軍 治安維持に 後継合意 後継合 分

る)。題の道筋」に関わる問題とも言え題の道筋」に関わる問題とも言え支援とそこからの脱却という「課ある(したがってこれは、外部者プ」の進展の結果とも言えるので

きわめて皮肉ななりゆきであった。 まわめて皮肉ななりゆきであった。 選挙後の混乱への反乱軍の介入は、平和構築の計画からすの介入は、平和構築の計画からすれば「意図せざる帰結」であったれば「意図せざる帰結」であったし、自ら進んで反乱軍を温存させし、自ら進んで反乱軍を温存させることになったバボ側にとってはることになったバボ側にとっては

・選挙に関わる経路

時間が前後したが、つぎに混乱時間が前後したが、つぎに混乱をのものの根源にある選挙に関わる経路について分析したい。今回る経路について分析したい。今回る経路について分析したい。今回るが第三の変数として掲げる「選が有効投票の過半数に達しない者が有効投票の過半数に達しない場合は、得票上位の二候補者での場の根源にある選挙に関わる。

ステムは、勢力がほぼ均衡した支またコートジボワールの政党シ

造の形をとる『。二〇〇九年に実 決選投票での票の融通を定めた選 持を集めていたが、彼らの政党は それぞれ二割台後半(ワタラが二 あった。片や、二大野党の党首は 勝利を収めるのは難しい公算で リードしてはいるが第一回投票で 統領への支持は四三%であり、 施された世論調査③では、 統領候補をリーダーとする三極構 持基盤を持ち、いずれも有力な大 選挙協力が奏功しない可能性も捨 は過去に遺恨もあったことから、 きた。ただ、二大野党の党首間に ており、緊密な共闘関係を続けて 挙協力関係を二○○五年に締結し ベディエ元大統領が二九%)の支 てきれなかった。 もう一人の有力候補である

要するに、二回投票制と三極的 要することは明らかだった。 要することは明らかだった。

されていただろうか。これはシスえた紛争解決策はどのように整備ぐって政治的に緊迫した場合に備では、選挙結果の受け入れをめ

た。 た。 た。 である。これについてはシス が付記するとおり、外部者がと りが付記するとおり、外部者がと の管理・監視・紛争解決(とくに の管理・監視・紛争解決(とくに の管理・監視・紛争解決(とくに

当な権限に基づき、 問題に対する国連と諸外国の対応 まり)の写しを保持していた。 れたすべての集計票 PKOは、 を徹底して封じた。さらに、 の集計票の移送において全面的な 務所からアビジャンの選管本部 の輸送と、 紙などの「センシティブな」物資 を決定づけたと言ってよい。 の写しの存在は、「二人の大統領 支援を行い、不正が介在する余地 国連PKOは、 選挙法に明記された正 全国八一の選管地方事 投票箱や投票用 中央に集めら (計二万通あ 国連 ح

所に起こした。憲法裁判所は憲法 なっの点を開票結果の発表時の経 を妨害した事例があることと、バ を妨害した事例があることと、バ を妨害した事例があることと、バ を妨害した事例があることと、バ を妨害した事例があることと、バ を妨害した事例があることと、バ を が存在するという訴えを憲法裁判所は憲法

五五%、バボ五一・四五%)。 正定められた機関であり、大統領に定められた機関であり、大統領 憲法親判所はバボ側の訴えを認 憲法裁判所はバボ側の訴えを認 あ、北部を中心とする七県での投 要を無効と宣言し、無効分を控除 票を無効と宣言し、無効分を控除 でを無効と宣言し、無効分を控除 でを無効と宣言し、無効分を控除 でを無効と宣言し、無効分を控除 であるとする「確定結果」を がボであるとする「確定結果」を がボであるとする「確定結果」を

という認識は、 態度を早期に確立し、 勢に影響を与えるものではないと 例はたしかにあったが、投票の大 らの報告を集計し、トラブルが わずか」だったと発表した(二〇 が、二万通あまりのうちの「ごく がない集計票はたしかに存在した 側の申し立てにある立会人の署名 写しを独自に確認した結果、バボ 崩さなかった。 して、当選者はワタラであるとの に基づき、国連PKOは、不正事 たことも確認した。この調査結果 あった投票所も数カ所にとどまっ 長報告S/二〇〇一/二一一、第 一一年三月三〇日付け国連事務総 八段落)。 しかし国連PKOは、集計票の アメリカなどの主要国首 また、選挙監視団 国連事務総長、 「当選者はワタラ」 以後これを

と考えられる。と考えられる。と考えられる。

だと批判し、憲法裁判所の決定が 的なものであったことは間違いな ことに気づかなかったとは考えら 裁判所の判断が法を逸脱している を取り消す権限は有していないの れた場合、 第六四条)。 とにとどまる(二〇〇八年選挙法 判所は選挙の無効を宣言する」こ ない深刻な性質の不正を憲法裁判 汚し、結果全体に影響を与えかね する権限とは、「投票の適正さを 張に基づいて、就任宣誓を強行し とは憲法に定められているとの主 選管の集計結果より上位に来るこ 国家主権に対する不当な外部干渉 点を突くのに長けたバボが、 である。かねてより法や合意の盲 裁判所は、一部選挙区の投票結果 めるその後の手続きである。憲法 日程を決定するというのが法の定 所が申し立てた場合には、 た。だが、憲法裁判所が実際に有 バボ側は、 バボの退陣拒否が、 閣議がやり直し選挙の 選挙の無効が宣言さ 国連PKOの主張は 憲法裁

とに懸念を募らせた国連PKO たとおり、退陣を拒むバボにワタ との考えを崩さないバボはこれを が重火器を使って抵抗を続けるこ ラ側が軍事的攻勢をかけ、 決議された。その後、 改め、二〇一一年三月初めには 回っていたアフリカ諸国も態度を 発生し始めたことでバボ擁護に 勢力によるゲリラ闘争も開始され 起こるようになり、さらに独立の 迫る抗議行動がアビジャン市内で 拒否した。事態が膠着するなか、 勢をとり、再集計や再選挙などの バボの主張を尊重すべきだとの姿 を張ったこともあり、 拘束に至ったのである。 介入した。そして、四月一一日の アフリカ連合において全会一致で 圧に乗り出し、民間人の死傷者が た。これに対してバボ側が武力弾 妥協案を示したが、自らが当選者 アフリカやアンゴラなど数カ国は 当選者はワタラ」とする見解が にはアフリカ諸国があたった。 一〇一一年二月頃からバボ退陣を フランスの協力を仰いで武力 ボが外部干渉を批判する論陣 冒頭で述べ 問題の仲裁 バボ側

連PKOを柱として構築された選変数に照らして小括をすれば、国選挙システムと選挙管理という

あがる。 突きつけられた独裁者の暴挙」と ていたのではないか。「不信任を 当選者として十分な支持を獲得し 仮に一回投票制であったならば、 中の強権姿勢にもかかわらず、 果と見ておくことができる。 であったことは、 挙が総じて「透明で公平」なもの 重であらねばならない。 確保したことは注目されてよい。 ボが過半数に迫る四五%の支持を 結果は、 断に関する確認作業からも浮かび 除策を備えたものであり、 挙監視システムは徹底した不正排 してバボの態度を見ることには慎 民意を率直に反映した結 この点で選管発表の選挙 憲法裁判所の判 この選 バ

と言えるかもしれない(これは「課 平プロセスに一貫して非協力的な という制度によりよく適応し、 力の凝集力を高める結果を招いた なかったバボ側の姿勢は、反対勢 れていたことを示唆している。 スの長期化によってさらに醸成さ 強める現職への反感が和平プロセ かつて敵対関係にあった両党の連 協力を成功させ、勝利を手にした。 否が未知数だった二大野党の選挙 姿勢をとり、 合が成功したことは、 対する挑戦者側は、二回投票制 推進派の弾圧も辞さ 強権姿勢を 和 成

題の順序」に関わる点でもある)。

・新政権を拘束する経路

組閣がなされた。 挙協力連合と反乱軍を主体とする 多額の復興資金の約束を取り付け 参加して外交デビューを果たし 席のもと、五月二一日に行われた。 を踏まえ、ワタラは五月六日に改 者であるとの宣言を行った。国家 を行い、バボ当選と発表していた 束後、ワタラ新大統領は前大統領 ながら、ワタラ新大統領が率いる 首相に再任され、 討を完了した。反乱軍のトップが がアビジャン市内の武装勢力の掃 反乱軍を主体とする た。またこの間、五月半ばまでに、 ワタラ新大統領は翌週には62に 任式典は国連事務総長、 めて就任宣誓を行った。 の主要機関からのこのような認証 決議を根拠として、 憲法裁判所長官もアフリカ連合の 派の国民議会議長と友好的な会談 新政権のあり方と拘束条件を展望 き続きシスクの示す変数に注目し 大統領、アフリカ諸国の元首の臨 してみたい。まず、前大統領の拘 では、以上の検討を踏まえ、 六月一日に、選 ワタラが当選 「共和国軍 フランス 公式の就 引

ワタラ新政権の今後のあり方を

後継合意が定める最後の主要行程 後継合意が定める最後の主要行程 である国民議会選挙である。これ は年内に実施する方向で準備が進 められている。憲法上は任期五年 と定められた国民議会は、二○○ と定められた国民議会は、二○○ と定められた国民議会は、二○○ と定められた国民議会は、二○○ とって任期がすでに六年も延長さ れた状態である。憲法の定めると おりの政治制度が回復される必要 がある。

高くなった。 政党の一方的な勝利となる公算が して、三大政党の一角を担う前大 の拘束という結末を迎えた結果と 次期国民議会は新大統領派の二大 した。このような情勢から見て、 ていた国民議会議長が離党を宣言 領派政党の幹部で唯一活動を続 滅的な状態に陥っている。 捕と報復を恐れた逃亡によって壊 統領派の政党は、多くの幹部の逮 一〇一一年七月半ばには、 しかし、 今回の混乱が前大統領 前大統 さらに

(定数は二~五で、合計定数は九定数は一三三)と四一の中選挙区会選挙は一三三の小選挙区(合計よって助長されかねない。国民議コートジボワールの選挙制度にコートが領派の一方的な勝利は、大統領派の一方的な勝利は、

度なのである。 利に働く傾向が過去の選挙でも観 れるため、大統領の所属政党に有 席を総取りする制度である。 かつ中選挙区ではリスト制であ 有する強い大統領制を実現する制 つまりこれは、国会に多数勢力を 察されている (佐藤 [二〇〇五])。 二)で争われるが、一回投票制で、 大統領選挙の結果確定後に実施さ 最も多く得票したリストが議 また

平プロセスの完遂と戦後復興の促 る役割を果たせないであろうし 領派によって支配された立法府 瑕疵が生じることである。 ために、立法府の代表性に大きな 域や支持者の利害が代表されない る可能性が高い。懸念されること 進が期待される見地から容認され 権的な姿勢を強めたとしても、 あろう。そして、新政権が仮に強 く取りつけていた人物であるた 期間をとおして国際的な支持も多 立法府を強く支配する体制であ 新大統領派の政党連合が執政府と すると、現時点で想像できるのは このような選挙システムを勘案 諸外国の手厚い支援を得るで 新大統領は、 前大統領派が代表していた地 新政権の政治的偏向を抑止す 和平プロセスの 新大統 和

> ねない。 の正統性も蝕むことにつながりか それは究極的には新政権そのもの

る。 ポイントであるが、現在のところ、 新政権の安定化の鍵を握る重要な とから、 抜きには今回の解決がなかったこ とは明らかである。そして、武力 の認証に根拠があるが、ワタラを 軍である。 の最大の「功労者」となった反乱 後の鍵を握るのは、 トップを首相に任命したワタラの に裏打ちされているし、 てきた和平推進派として共同歩調 反乱軍と大統領の関係は良好であ 反乱軍を統制できるかどうかは 線を握る位置にあるとも言える。 統領令に基づく「正規軍」として 反乱軍の 支持しての政治的介入であったこ 断からも明らかである。 もうひとつ、ワタラ新政権の今 それは和平プロセスの間続い 反乱軍は新大統領の生命 「参戦」は、形式上、 選挙後の混乱における 新大統領誕生 反乱軍 大

圳

新政権の首相に就任したトップ以 うな問題状況が生じかねない。 である。 ると、反乱軍をめぐってつぎのよ は、反乱軍の「国家内国家」化 ただ、これまでの経路を考慮す 新大統領に忠誠を示している 現在のところ反乱軍は、 第

> 領は無視することができない。反 自立的な活動を開始した場合、こ 乱軍が自らの影響力を盾にとって れに歯止めをかける国内勢力は存 反乱軍が持つ影響力を新大統

域を支配する可能性である。実際 方軍閥化を志向する動きが強まる しての恩賞を求める心理から、 た。新大統領誕生の「功労者」と プロセスの間にも観察されてき 支配者然と振る舞う事例は、和平 なっている反乱軍の部隊が担当地 在しない。 可能性がある。 反乱軍の地方司令官が管轄地域の 第二は、 地方の治安維持主体と

性がある。 処遇をめぐる諍いが発生する可能 られることになるが、その過程で もとで武装解除と国軍統合が進め していないので、 である。和平プロセスはまだ完了 かつての政府側治安部隊との対立 第三は、いまや立場が逆転した 今後新大統領の

構築を賭けて、 い換えられる。 の道筋」を攪乱している状況と言 反乱軍が「功労者」となったこと これら三つの想定はいずれ 和平プロセスにおける「課題 持続的な安定と長期的な平和 この意味で新政権 後継合意が定める ŧ

> を進められるかという試練に直面 しているのである。 道筋どおりに武装解除・ 国民統

むすびに

国政治の動向を整理された形で示 いう問題意識に依拠しながら、 と紛争解決をめぐる問題を視野に ワールでの混乱に焦点を当て、こ のがここでの目的であった。 入れ、シスクが示す政治的経路と はじめ世界各地域における民主化 束条件を分析してきた。 アフリカ のような混乱を帰結としてもたら 年にかけて発生したコートジボ た経路と、新政権が直面する拘 以上、本稿では、二〇一〇~ かつ理論的な知見も導きだす

制約の面からも、 が反乱軍の維持につながったこと する治安維持主体でもあったこと でなく、和平プロセスの促進に資 であること明らかになった。民兵 も、反乱軍がとりわけ重要な存在 においても新政権の展望において しておけば、選挙後の混乱の打開 を温存したいバボ政権の意向だけ 本稿での分析結果を改めて確認 国際的な平和維持部隊の人的 理論的に重要な観察である。 持を国内要員が担うこと 被介入国の自立

からも推奨されがちなことである 的な治安維持能力の向上という面 の典型的な事例だと言える。 である。これは、「国家建設のジ 出しかねない危険性をともなうの レント」(Paris and Sisk eds. [2009]) 左右するような軍事的勢力を生み 紛争後の政治情勢を

意義であることが確認できる。 析するシスクの手法は、とくに有 のではなく、「選挙システム」と きる。そしてこの点で、 るという論点を導き出すことがで 選挙制度がもたらす帰結は、 もたらしかねないことも展望とし きわめて弊害の多い多数派支配を ワールでの混乱は、二回投票制と 確認された。今回のコートジボ する筋道を大きく規定することが の組み合わせが、政治情勢の展開 政党システムのあり方と選挙制度 いう範疇化によって一体として分 と政党システムを別個に検討する システムのあり方に大きく依存す て示された。ここでの検討から、 力が著しく低落している場合に、 議会選挙制度は、非大統領派の勢 総取り方式の中選挙区を持つ国民 と深く関連している。また、勝者 いうシステムが招来した伯仲状況 もうひとつ本稿の分析からは、 選挙制度 政党

> ながるプロセスとなるかどうか 続く政治的不安定からの脱却につ 準備する「罠」に陥らず、 和平プロセスがもたらした経路が 題である和解にとっても大きな意 生み出せるのかという懸念があ 作業が、果たしてコートジボワー り、大統領派が圧倒的な勢力を確 ない。だが、本稿で検討したとお の制定であることに疑問の余地は たい。今後のコートジボワール政 課題について述べて、本稿を結び 後も中長期的な観察を要する。 コートジボワールの国家建設は今 機会ともなる (Samuels [2009])。 過程は政治勢力の利害が激突する 義を持ちうる。他方で、憲法作成 家のあり方をめぐる議論がなされ る。憲法作成過程は、あるべき国 ルの永続的な安定に資する憲法を 立した状況のもとで行われる起草 が、新政権が表明している新憲法 治をめぐって重要な論点となるの え、「その後」に来る国家建設の セスが次期国民議会選挙でいった る機会でもあり、紛争後の主要課 ん区切りがつくという情勢を踏ま 最後に、現在進行中の和平プロ

所 (さとう あきら/アジア経済研究 アフリカ研究グループ

(1)この論文でシスクは、 の着眼点としての意味合いが強 で、この四変数は比較分析の際 記述的なものである。この意味 とりあげてなされる事例分析は アフガニスタン、リベリア)を カ国(カンボジア、南アフリカ、 らされる帰結・影響をモデル的 具体的なあり方とそこからもた いものである。 に示しているわけではなく、四

②三極を構成する政党は、バボが 率いる与党「イボワール人民戦 I、旧唯一党)である。 トジボワール民主党」(PDC 党「共和連合」(RDR)、ベディ 線」(FPI)、ワタラ率いる野 エ元大統領が率いる野党「コー

③この調査はバボ大統領の所属政 août 2009, pp. 10-11)° 党FPIの依頼でフランスの世 no 2533, du 26 juillet au 1e たものである (Jeune afrique 論調査会社TNS Sofresが実施し

《参考文献

①佐藤章 [二〇〇五]「政権交代 ヴォワールの「民主化」の帰結 と少数者のゲーム―コートディ 一」(『アジア経済』第四六巻第

一 — — 二 号

各変数

(3) Bastian, Sunil, and Robin Luckham eds. [2003] Can Democracy Be Designed?: The Politics of Torn Societies, Zed Books. Institutional Choice in Conflict-

⊚ Jarstad, Anna K., and Timothy D. Peacebuilding, Cambridge: Democracy: Dilemmas of Sisk eds. [2008] From War to Cambridge University Press

(4) Paris, Roland, and Timothy D. Statebuilding: Confronting the Sisk eds. [2009] The Dilemmas of York: Routledge Operations, Abingdon and New Contradictions of Postwar Peace

©Paris, Roland, and Timothy D. and Sisk eds. [2009: 1-20]). of Postwar Statebuilding" (Paris Sisk [2009] "Introduction Understanding the Contradictions

©Samuels, Kirsti [2009] "Postwai and Challenges" (Paris and Sisk eds Constitution Building: Opportunities [2009: 173-195]).

Sisk, Timothy D. [2009] "Pathways eds. [2009: 196-223]) after Civil War" (Paris and Sish of the Political: Electoral Processes